

令和6年（措）第19号

排 除 措 置 命 令 書

福岡県大川市大字幡保201番地1

株式会社関家具

同代表者 代表取締役 春 田 秀 樹

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社関家具（以下「関家具」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 「E r g o h u m a n」の商標が付された椅子（以下「エルゴヒューマン」という。）の販売に関し、遅くとも令和2年2月頃以降行っていた、取引先小売業者に、関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格（以下「参考売価」という。）で販売するようにさせる行為を既に行っていないこと。
 - (2) 今後、エルゴヒューマンの販売に関し、前記(1)の行為と同様の行為を行わないこと。
- 2 関家具は、前項に基づいて採った措置を、取引先小売業者に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知、周知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 関家具は、今後、エルゴヒューマンの販売に関し、第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。
- 4 関家具は、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、

かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底

(2) 小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに第三者による定期的な監査

5 関家具は、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

関家具は、肩書地に本店を置き、家具の卸売業等を営む者である。

(2) エルゴヒューマンの販売方法等

ア 関家具は、エルゴヒューマンについて、中華人民共和国に所在する製造販売業者との間で日本国内における独占販売契約を締結した上で輸入し、平成17年11月頃から、取引先小売業者に販売していた。

イ エルゴヒューマンは、主に自宅やオフィス等において使用される椅子のうち、人間工学に基づいて設計され、多数の機能を有するとされる椅子（以下「多機能チェア」という。）の中では、一般消費者の知名度が高く、人気が高い商品であること等から、一般消費者向けに多機能チェアを販売する小売業者にとって、品ぞろえに加えておくことが重要な商品となっていた。

2 取引先小売業者に参考売価で販売するようにさせていた行為

関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者にエルゴヒューマンを参考売価で販売するようにさせていた。

(1) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得る

とともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。

(2) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売（以下「値引き販売」という。）を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。

(3) 前記(2)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。

3 実施状況

関家具の前記2の行為により、取引先小売業者は、エルゴヒューマンをおおむね参考売価で販売していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

令和5年9月26日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の行為は事実上行われていないと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、関家具は、エルゴヒューマンの販売に関し、取引先小売業者にエルゴヒューマンを参考売価で販売するようにさせていたものであり、これは、関家具が、正当な理由がないのに、取引先小売業者に、参考売価を維持させる条件を付けてエルゴヒューマンを供給していたものであって、独占禁止法第2条第9項第4号イに該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、関家具は、独占禁止法第20条第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為が行われなくなったことが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、関家具に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年12月19日

公正取引委員会

委員長 古谷 一之

委員 三村 晶子

委員 青木 玲子

委員 吉田 安志

委員 泉水 文雄